

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電気料金高騰支援事業	①電気料金の高騰により、農業者が構成員となる土地改良区の農業水利施設(農業用揚水機)の電気料金高騰分に対して支援し、農家の経済的負担の軽減を図る。 ②電気使用料 ③(R6電気使用料)×(R7.6月分前年比値上率)≒2,393,000円 ※事業費が変動する可能性があり。 ④農業水利施設利用者	R7.5	R7.9
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食を通じた子どもの居場所づくり物価高騰支援対策事業	①物価高騰が続く中でも、子どもを含む多世代の居場所・食事を提供し続けられるように活動を行う事業者や団体等に対し、物価高騰対策として食料費及び光熱水費の一部を補助し、円滑な事業運営に資する。 ②食事提供にかかる食材費等 ③開催1回につき定額1万円 ④子どもを含む多世代の居場所を提供しその中で食事を提供する団体等	R7.4	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域交通事業者緊急支援事業(燃料高騰対策)	①地域の公共交通事業者に対する燃料価格高騰の影響を緩和することにより、地域に不可欠な地域公共交通の維持確保を図る。 ②運行に要する燃料費高騰相当額を支援する。 ③燃料購入量×燃料費高騰相当額=1,072,160円 ④町内交通事業者	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所等物価高騰対策事業支援交付金	①目的・効果 原油価格や物価の高騰による光熱費、車両燃料費及び食材料費などの値上がりにより影響を受けている町内の介護サービス事業所等(障がい児者施設含む)に、安定したサービスの提供を支援するため支援金を交付する。 ②交付金を充当する経費内容 R7年度における光熱費、車両燃料費及び食材料費への定額交付 ※R6年度に県で実施した社会福祉施設等物価高騰対策事業支援金(定額交付)の2/3の額(千円未満切り捨て) ③積算根拠(対象数、単価等) ・入所系 (定員*150,000円) ・複合型サービス事業所 (定員*15,000円)+130,000円(定額) ・通所系 130,000円(定額) ・訪問系 130,000円(定額) ④交付対象(見込) 町内介護サービス事業所等 計:2,412,000円	R7.4	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策事業者支援補助金	①エネルギー価格高騰の影響を受けている町内事業者(中小企業、商店等)の負担緩和を図るため補助金を交付する。 ②電気と燃料(重油・ガソリン・軽油・灯油・プロパンガス)を使用する町内事業者への補助金で、令和7年1月から6月までの任意の4ヶ月の合計から、令和2年から令和6年の任意の同月の合計額を差し引いた額の2分の1(千円未満切り捨て)を補助する。 [下限10,000円から上限1,000,000円の補助] ③①1,000,000円×5社=5,000,000円 ②500,000円×2社=1,000,000円 ③300,000円×10社=3,000,000円 ④100,000円×5社=500,000円 ⑤50,000円×10社=500,000円 ④町内事業者(農業、林業、建設業、道路旅客運送業、廃棄物処理業、指定管理者を除く)	R7.4	R8.3